同志社ジュニアラグビーフットボールクラブ 規約

平成 22 年 5 月 17 日 制定

平成 26 年 3 月 7 日 一部改正

令和 3年3月14日一部改正

令和 5年3月17日一部改正

令和 6年3月16日一部改正

(名称)

第 1 条 本クラブは、同志社ジュニアラグビーフットボールクラブ(以下「クラブ」という)と称する。代表宅を連絡本部とする。

(目的)

第2条 ラグビーフットボールの練習、試合等の活動を通じて、子どもたちに安全で、明るく、正しい運動の機会を与え、望ましい心身の発達を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 前条の目的を達成するために、毎年開校式より翌年終了式までの期間、次の事業を行う。
 - (1) 開校式(4月)、終了式(3月)
 - (2)ラグビーフットボールの練習と試合、観戦
 - (3)合宿、野外活動
 - (4)その他、目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本クラブの会員は、同志社小学校の児童並びに中学校生徒を対象とする。

(役員)

第5条本クラブに次の役員を置く。

総代表 同志社高等学校ラグビー部 OB 会会長

顧問 同志社高等学校ラグビー部 OB 会幹事長

特別顧問 同志社小学校校長及び同志社中学校・高等学校校長

相談役若干名

代表 小学部及び中学部各1名

副代表 若干名

監督 小学部及び中学部各1名

 副監督
 若干名

 運営委員長
 若干名

会 計 小学部及び中学部各1名

(役員の選出)

- 第6条1毎年3月に役員の選出を行う。
 - 2総代表、顧問、特別顧問は第5条で定められた者が就く。
 - 3 相談役は総代表が委嘱する。
 - 4 代表は総代表、顧問が相談し推薦、総代表が委嘱する。
 - 5副代表は代表が委嘱する。
 - 6 監督は代表が委嘱する。
 - 7 運営委員長は代表が委嘱する。
 - 8 会計は代表が委嘱する。
 - 9 副監督は監督が推薦し代表が委嘱する。

(任務)

- 第7条1代表は小学部、中学部を代表し統括する。
 - 2総代表、顧問、相談役は代表の相談に応じ、クラブの発展に寄与する。
 - 3副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時はその責務を代行する。
 - 4 監督は指導委員を委嘱、指導委員会を組織し、副監督と指導委員会を主催する。指導委員は主としてラグビーフットボールの練習、試合等の活動など望ましい心身の発達の育成にあたる。また、指導委員会では指導に関する企画、提案、総括を行う。
 - 5 会計は小学部、中学部の経費全般の会計業務を行う。

(任期)

第8条役員の任期は1年とし再任を妨げない。

(会議)

第9条役員会は必要に応じて総代表が召集し、開催することができる。

(会計)

- 第 10 条 本クラブの運営費用は、会費、補助金、寄付金、その他をもって充てる。
- 第11条本クラブの予算は会計が立案し、役員会で報告する。
- 第12条会計年度は、毎年4月より3月までとする。

会計は会計監査を受け役員会で役員の賛同を経て、クラブ会員の保護者に報告する。

(規約の改正)

第13条 規約の改正は役員会の議決による。

(付則)

第 14 条 この規約に定めるものの他、本クラブの運営に関し必要な事項は別に定める。 この規約は、令和6年 3 月16日より施行する。

細則

(会員の資格)

第 1 条 本クラブの会員の資格は、所定の手続きを経て、代表が承認することによって与えられる。

(事務の分掌)

- 第2条1指導委員は、総務、企画、渉外、指導、庶務、会計、その他必要な事務を分掌し、本クラブの運営に関する業務を行 う。また、医事・スポーツ障害に関する相談に応じ適切に処理する。
 - 2 保護者会々長、副会長は役員会に出席、保護者の意見を具申し本クラブに協力するとともに、役員会で決定した案件を必要に応じてクラブ会員の保護者に報告する。

(会費)

第3条1会員は、会費として小学部年額18,000円(低・中学年)、24,000円(高学年)・中学部月額7,000円を納入するものとする。

ただし、開校月以降の入会者は初年度の会費として、終了月までの月数分を月割りで乗じた金額を納入するものとする。

- 2 会費は、本クラブの運営にあてる。
- 3 既納の会費は返還しない。
- 4 会計監査は、本クラブの運営費全般の会計監査を会計以外の役員が行う。

(会員の資格の消滅)

第4条会員の資格は、健康上の理由または、会員としてふさわしくない行為等により、役員会の議決を得て取り消すことができる。

(経費の負担)

第5条 本クラブの練習、試合、合宿等に参加するための経費は会員の負担とする。

(傷害)

第6条 クラブの練習、試合等の活動中に災害を被った場合の医療費は、クラブが加入している傷害保険を超える場合は 会員の負担とする。

(慶弔)

第7条 慶弔に関しては代表が総代表と相談して適切に処理する。

(付則)

第8条この細則は、令和6年3月16日より施行する。